特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和4年3月16日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報フ	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種に関する事務				
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
③システムの名称	保健事業支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)				
2 株字用 桂叔丁	- J II D				

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 <予防接種法関係>別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 条 <特措法関係>別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67の2条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記 録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (①情報照会【法別表第2における根拠】 <予防接種法関係> ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施」(第16 の2の項)、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収」(第17、第18、第19の項ー実費の徴収ができるのは第18の項のみ)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <特措法関係> ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄が「特措法による予防接種の実施」(115の2の項)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ②情報提供【別表第2における情報提供の根拠】 <予防接種法関係> ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第4欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の2・第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2・第12条の2の2 <特措法関係> ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」(第115の2の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒580-8501

請求先

松原市阿保1丁目1番1号

松原市役所 健康部 地域保健課、総務部 総務課 電話072-334-1550(代)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

松原市役所 健康部 地域保健課 電話072-334-1550(代)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和3	年3月31日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3	年3月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

	PINESHIE	山青の種類				
[基礎項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施 されている。			重点項目評	価書又は全項	3) 基礎項目評価書	及び重点項目評価書 及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じた	と入手を除く)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(_
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(_
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	を除く。)	[〇]提供・移転しない
オール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					<選択肢>	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1		1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
	-	:の接続]	[]接編	1) 特に力を入れて 2) 十分である	
リスクへの対策は十分か	-	: の接続 十分である]	[]接紙	1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(売しない(入手) <選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(いる []接続しない(提供) いる
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	ステムと]	[]接統	1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(<mark>売しない(入手)</mark> <選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である	いる []接続しない(提供) いる いる
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	- ステムと [十分である]	[]接紙	1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(売しない(入手) <選択した入れて(2) 十分題があるされて(2) 十分題が入れて(2) 十分目があるされて(3) 課題状に力をる (1) 十分である	いる []接続しない(提供) いる いる
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	- ステムと [十分である]	[]接紙	1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(売しない(入手) <選択した入れて(2) 十分題があるされて(2) 十分題が入れて(2) 十分目があるされて(3) 課題状に力をる (1) 十分である	いる []接続しない(提供) いる いる
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークショー 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対策と関人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	ステムと [[肖去	十分である]	[]接統	1) 特に力を入れて(2) 十分に力を入る。3) 課しない(入手) <選特に分類肢力でが残されて(2) 計算扱いに分類は力でが残ったる。3) 課選択に分のが残ったる。3) 課選択に分のが残ったる。3) 課別に分でが残ったる。3) 課別に分でが残ったる。4 に (2) に (3) に (4) に	いる []接続しない(提供) いる いる
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対策と関 対策の対策は十分か 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	ステムと [[肖去	十分である]]	内部監査	1) 特に力を入れている。 2) 特に力を及されている。 3) 課しない(入手) < 選特・分野が成されている。 (選特・分野が成されている。) 課題状に分類が表する。 (選特・分野が大力をある。) は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	いる []接続しない(提供) いる いる
リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か 8. 監査	ステムと [[消去 [十分である 十分である 十分である]] [0]		1) 特に力を入れている。 2) 特に力を及されている。 3) 課しない(入手) < 選特・分野が成されている。 (選特・分野が成されている。) 課題状に分類が表する。 (選特・分野が大力をある。) は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	いる []接続しない(提供) いる いる いる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関に おける担当部署 ②所属長	伊藤 仁之	地域保健課長 吉田 友紀子	事後	人事異動による
平成28年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条を追加	事後	
平成28年9月9日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第13条を追加	事後	
平成30年4月26日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1 3条	削除	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署 ②所属長	地域保健課長 吉田 友紀子	地域保健課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 ②事務の概要	に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で 定めるものについて、市内に住所を有する者に 対し、期日又は期間を指定して予防接種を行う とともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務 を行うものである。特定個人情報ファイルを次の 事務に利用している。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知		事後	
令和3年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10の項	・番号法第9条第1項 〈予防接種法関係〉別表第1第10の項、番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 〈特措法関係〉別表第1第93の2の項、番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第67の2条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 法令上の根拠	ち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付の 支給又は実費の徴収に関する事務であって主	・番ラ広第19年第19では、 の制限)及び別表第2 ①情報照会【法別表第2における根拠】 <予防接種法関係> ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄(第16の2の項)、「予防接種法よる種のである。第19の項ー実費の徴収」(第17、第18の項の方を終入で表別である。第19の項ー実ののでででは、第19の項ー関ののでででは、第19の項ー関ののでででは、第12条の2、第12条の3、第13条、第13条、第13条の2と、第12条の3、第13条、第13条の2と、第12条の3、第13条、第13条の2と、第12条の3、第13条、第13条の2と、第12条の3、第13条、第13条の2と、第12条の3、第13条、第13条の2と、第12条の3の項目がである。第13条、第13条の2と、第12条の3の項目がである。第10の項目がである。第2個が「市町村長」の項目がでより、第34欄(情報照告は、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、まま	事後	
令和3年3月12E	IIしきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和2年12月31日	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和2年12月31日	事後	
令和3年3月12日	皿しきい値判断結果	基礎評価項目の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	事後	
令和3年3月12日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和3年5月20日	I 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止 1. 対象人数 いつ時点の計数か	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課、総務部 政策法務課 電話072-334-1550(代)	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課、総務部 総 務課 電話072-334-1551(代)	事後	
令和3年5月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日	令和3年3月31日	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日	令和3年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日		予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康審に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する		事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健事業支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	保健事業支援システム、中間サーバー、団体内 統合宛名システム、ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	命令第10条 〈特措法関係〉別表第1第93の2の項、番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第67の2条	・番号法第9条第1項 <予防接種法関係>別表第1第10の項、番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第10条 <特措法関係>別表第1第93の2の項、番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第67の2条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明